

平成 19 年 3 月 30 日公布の鳥取県人事委員会規則第 22 号(地域手当に関する規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
30	左欄	下から 3	級地のが	級地が
31	左欄	1	級地のが	級地が